

別紙 1-②<様式 1>

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年10月22日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	高年齢者の雇用状況等の定期報告

1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
53048	高年齢者の雇用状況等の定期報告	申請等	民間事業主等	国	161,378	20,276	12.6%	30%	令和7年3月

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

- ・ 高年齢者雇用状況等報告の提出については、毎年度報告対象企業に対し紙及び電子申請の「提出方法のご案内」リーフレットを送付している。
- ・ 紙申請の場合は、記入した報告書を事業所管轄公共職業安定所(以下「安定所」という。)に提出し、安定所等でハローワークシステム(以下「システム」という。)に入力・格納している。
- ・ 電子申請の場合は、e-Gov から申請し、登録された報告内容を安定所等が審査し、システムに格納する。なお、「提出方法のご案内」リーフレットにおいて e-Gov へのログイン ID・PW を個別に記載した上で送付している。また、電子証明書等の登録がなくても電子申請可能である。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

オンライン完結している。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	高年齢者の雇用状況等の定期報告
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づき、定年、継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況について、毎年、厚生労働大臣に報告を行うもの。</p> <p>なお、提出された報告は、高年齢者雇用安定法に定められた 65 歳までの雇用確保措置及び 70 歳までの就業確保措置の実施状況等を把握するとともに、必要に応じ各企業に対し安定所等による助言・指導等を行う為の基本情報として用いられる。</p>

	【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】			
	電子申請件数	提出企業数	電子申請割合	
平成28年度	11,816	153,023	7.7%	
平成29年度	12,782	156,113	8.2%	
平成30年度	15,165	156,989	9.7%	
令和元年度	20,276	161,378	12.6%	
令和2年度	28,487	164,151	17.4%	
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手続について)	【目標】 オンライン利用率 30%			
	【取組期間（達成期限）】 令和7年3月まで			

目標設定) ※ 調査中の場合でも想定 目標値を記載	<p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>令和2年度のオンライン利用率が20%に満たないこと及び「目標オンライン利用率及び期間設定の考え方」を踏まえ、目標を30%とする。</p> <p>高年齢者雇用状況等報告は、年1回の報告のため、少なくとも3か年度の実績を確認する必要があると考える。</p> <p>※ 本手続は、令和3年度より集計対象企業を従業員数31人以上規模から21人以上規模へ拡大したため、21人以上30人未満の規模の企業について、オンライン利用率の目標設定に必要なベースラインのデータが存在しない。このため、当面の間、本目標は、31人以上規模の企業における目標値として設定することとする。</p>
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①	課題
	中間 KPI
	【目標・達成期限】年間17万社以上の事業所に対して周知を行う。
	【KPIの定義】
	周知企業数=郵送による周知企業数
	アクションプラン a
	【取組内容】
アクションプラン b	電子申請周知用リーフレット等の内容を充実させる等、周知の取組を強化する。
	【取組期限（期間）】各年度末まで
	【取組内容】
アクションプラン c	毎年度、各事業所へ報告依頼をする際にあわせて、経済団体に傘下企業への周知依頼を要請する。
	【取組期限（期間）】各年度末まで
アクションプラン c	【取組内容】

		【取組期限（期間）】
--	--	------------

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

毎年度更新・公表予定。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

毎年1回、経済団体に当該報告の集計結果等を報告するとともに、当該団体からご意見をいただく方向で検討中。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。